

文京区買い物支援おたがいさまサービス事業助成要綱

28 文福高第 831 号平成 28 年 9 月 29 日区長決定

30 文福高第 1216 号平成 31 年 3 月 8 日部長決定

2024 文福介第 3411 号令和 7 年 3 月 31 日一部改正

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 助成対象事業（第 2 条—第 6 条）

第 3 章 助成金の交付等（第 7 条—第 12 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、文京区総合サービス事業実施要綱（28 文福高第 688 号。以下「総合サービス要綱」という。）第 4 条第 2 項に規定する訪問型サービス B に相当する事業として実施する、公益社団法人文京区シルバー人材センター（以下「人材センター」という。）の会員（以下「会員」という。）を派遣する事業（以下「買い物支援おたがいさまサービス事業」という。）に対し、その経費の一部を助成することにより、高齢者の介護予防及び日常生活の自立を支援することを目的とする。

第 2 章 助成対象事業

（助成対象事業）

第 2 条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次のいずれかに該当する者（以下「利用者」という。）を対象として、日常生活に必要な物品（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 5 条に規定する日常生活の世話に要するものに限る。）を調達し、併せて利用者の状況に応じた見守り支援を行うことに対し、会員を派遣する事業とする。

- (1) 総合サービス要綱第 8 条第 1 項の規定により介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）を受けている者
- (2) 居宅要介護被保険者であって、要介護認定を受ける日以前から継続的に買い物支援おたがいさまサービス事業を利用するもののうち、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画に、要介護認定を受けた日以後も引き続き同事業の利用が必要であると位置付けされた者

（提供方法）

第 3 条 助成対象事業の提供は、地域包括支援センターからの依頼に基づき実施するものとし、地域包括支援センターは、当該助成対象事業の提供開始の 14 日前までに人材センターに対し依頼するものとする。

2 人材センターは、前項に規定する地域包括支援センターからの依頼を受けたときは、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの内容を記載した書面の提出を求めなければならない。

3 人材センターは、前項の規定により提出された書面を適切に保管しなければならない。

(類型及び提供時間)

第4条 助成対象事業の類型は、次のとおりとし、原則として1月を単位として利用するものとする。

(1) 月4回(週1回)

(2) 月2回(隔週)

(3) 月1回

2 前項各号に掲げる類型の1回当たりの提供時間は、60分程度とする。

(利用者負担)

第5条 人材センターは、利用者に対し、助成対象事業の1回の利用につき250円を請求するものとし、会員がこれを徴収する。

(相談及び苦情対応)

第6条 人材センターは、利用者及びその家族からの買い物支援おたがいさまサービス事業に関する相談及び苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他必要な措置を講じるとともに、相談及び苦情を受け付けたときは、その内容等を記録しておかなければならない。

2 人材センターは、前項の規定により相談及び苦情を受けたときは、区長に書面により速やかに報告しなければならない。

第3章 助成金の交付等

(助成金の交付等)

第7条 区長は、人材センターに対し、予算の範囲内において、助成金を交付するものとする。

(助成金の交付額)

第8条 助成金の交付額は、助成対象事業における会員1人の派遣につき1,350円とする。

(事業の実施報告)

第9条 人材センターは、会員を派遣した場合は、1月分ごとに関係書類を添えて、文京区買い物支援おたがいさまサービス事業助成金申請書兼実施報告書(別記様式第1号及び第1号の2)により、助成対象事業を実施した月の翌月20日までに区長に報告する。

(助成の決定及び助成金の交付)

第10条 区長は、前条に規定する文京区買い物支援おたがいさまサービス事業助成金申請書兼実施報告書に基づき、助成金の交付が適当であると認めたときは、当

該助成金の額を決定し、文京区買い物支援おたがいさまサービス事業助成金決定通知書（別記様式第2号）により、人材センターに通知する。

- 2 人材センターは、前項の規定による通知を受けたときは、文京区買い物支援おたがいさまサービス事業助成金請求書（別記様式第3号）により、1月分ごとに区長に請求する。

（助成決定の取消し）

第11条 区長は、人材センターが次の各号のいずれかに該当したときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 前章に定める助成対象事業に該当しない事業を実施したとき。

（その他）

第12条 助成金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

文京区買い物支援おたがいさまサービス事業
助成金申請書兼実施報告書

文京区長 殿

申請者（報告者）住所

氏名 ㊟

電話

文京区買い物支援おたがいさまサービス事業助成要綱に基づき、
下記のとおり申請・報告します。

記

1 申請額

円

（ただし、 年 月分）

2 申請額内訳

別紙報告書のとおり

別記様式第1号の2（第9条関係）

文京区買い物支援おたがいさまサービス事業報告書

(年 月实施分)

[illegible]

※ 文京区買い物支援おたがいさまサービス支援依頼書等添付

文 第 号
年 月 日

様

文京区長



文京区買い物支援おたがいさまサービス事業助成金決定通知書

年 月 日付けで申請のあった文京区買い物支援おたがいさまサービス事業助成金については、文京区買い物支援おたがいさまサービス事業助成要綱に基づき、下記のとおり決定したので、通知します。

記

助成決定金額

金 円

（ただし、年 月分）

年 月 日

文京区買い物支援おたがいさまサービス事業助成金請求書

文京区長 殿

請求者住所

氏名 ㊟

電話

年 月 日付けで決定した文京区買い物支援おたがいさまサービス事業助成金を下記のとおり請求します。

記

請求額

十万	万	千	百	十	円